

平成15年11月17日
専門小委員会資料

分野ごとの課題及び施策の方向

第三小委員会

農林水産部会

農政分科会・農業委員会分科会

林業分科会

水産分科会

No	課 題	施策の方向
1	農業従事者の減少と高齢化に対応した生産体制の整備 農業をめぐる環境変化により農業従事者は急速に減少しており、当地域では農家数、農業就業人口とも20年前の6割台まで落ち込んでいる。これが地域営農を支える担い手の不足につながり、耕作放棄地面積は年々増加してきている。 このような農業従事者の減少に伴い、経営体の構造変化も進んでいる。大きく減少しているのは、戦後の農業を支えてきた一種兼業で、代わって主に高齢者の担う二種兼業が大多数を占めるようになり、地域農業を面的に支える役割を果たしつつある。また、少数ながら積極的に農業に取り組む専業農家等もあり、この両者での二極化が進行しつつあるとみられる。このような状況のもと、今後は集落などを単位とした組織化を推進して地域農業の根底を支える生産体制の整備に努めるとともに、認定農業者その他の担い手育成を図る必要がある。 一方、農業従事者の減少に伴い、当地域でもゆるやかな農地集積が進んでいる。今後とも農地の流動化を推進してこのような傾向を助長し、担い手への農地集積を促すことにより、環境変化に耐える足腰の強い生産体制を整備することが必要である。 なお、地区・市町村を越えた出入作が増加しつつある現状から、今後は広域的な観点での生産体制の整備、農地の流動化も課題となる。	(1)経営体の再編 これまでの個別経営のほか、地域の実情に応じて、集落・地区を単位とした集团的営農体制の整備を促進する。 集落営農型：一括利用権設定による土地の流動化と団地化を進め、担い手を中心とした関係者全体で集落営農組織(法人)を構成する。 作業受託組織型：主要作業をRC・CEの利用組合または任意受託集団に委託し、個別農家は管理作業のみ行う。 機械共同利用型：個別複合経営や兼業農家の多い地域で、集落単位または数戸のグループで機械施設を共同利用する。 (2)農地流動化の促進による労働力軽減と担い手育成 ・作業効率の向上と、認定農業者など担い手の育成を図るため、集落・地区での話し合いに基づき、利用権の設定、作業受委託による農地の流動化を推進し、団地化・集団化を積極的に促進する。 ・平坦地と山間地の作期幅を活用し、地域間での受委託拡大を促進する。 ・農繁期等の適期作業の確保と労働の軽減のため、作業受託の受け皿となる組織の育成を図る。 (3)新規就農の受入体制の整備 後継者不足が進行する中で担い手の育成確保を図るため、農家以外からも新規就農を受け入れられるよう法人化を積極的に推進するとともに、新規就農者の育成・確保のための連絡協議会の設置を検討する。 (4)条件不利地の支援 中山間地など条件不利地における営農を支援する。

№	課 題	施策の方向
2	水田農業の再編 米消費の低下に伴って、現在も全国的な米の需給不均衡が続いている。昭和40年代から実施されている生産調整は、当地域でも3割程度に達し、なお継続されることとなっている。また需給の不均衡と産地間競争の激化により米価は下落を続け、これが米を基幹作物とする当地域の農業所得の減少に直結し、稲作中心の農業基盤を揺るがす事態となっている。このような状況のもとで、当地域でも生産調整の枠内で稲作所得の確保に努める一方、土地利用型作物の栽培を積極的に推進し、水田利用の維持と所得確保に努めることが課題となっている。 当地域における生産調整の現状としては、特に平坦部で大豆の作付けが急速に拡大しているが、これは国の助成金によって支えられている面があり、また栽培技術や品質などの面でなお課題を抱えている。一方、その他の野菜等については、市町村によっては積極的な取り組みが見られるものの、全体としては伸び悩みの状態にある。このため、今後とも大豆面積の維持拡大と安定化を図るとともに、それぞれの地域特性に応じて、所得に結びつく畑作、野菜などの振興を図ることが必要となっている。 また、昨年12月の米政策改革大綱に基づき、国の水田農業に関する新たな施策方針が示されつつあり、当地域においてもこれをもとにして効果的な支援策を講じる必要がある。	(1)生産調整への対応 ・農業者団体が中心となる生産調整推進体制の整備を促進し、引き続き需要に応じた米の計画的生産に努める。 ・国の米政策改革に対応した、効果的な支援制度を構築する。 (2)売れる米づくりの推進 ・有機・減農薬減化学肥料米などの“こだわり米”と、コスト低減を追求する一般米の二極化生産を進め、また産地指定を積極的に推進する。 ・共同乾燥調整施設の効果的な運営方法について検討する。 ・販売の多様化に伴い、農協・法人と連携した販売戦略を構築する。 (3)土地利用型作物の栽培促進 ・大豆など、基礎的な土地利用型作物の拡大と生産性向上を図る。 ・地域特性に合った、所得向上に結びつく畑作・土地利用型野菜の導入拡大を図る。 ・企業の畜産を前提とした飼料作物の作付けを推進する。 (4)水田畑地化基盤強化事業の推進 ・転作の本作化に向け、水田畑地化基盤強化事業への取り組みを促進する。

№	課 題	施策の方向
3	高付加価値化と経営多角化の推進 生産額の面から当地域の農業をみると、依然として米が基幹作物となっているが、近年の米価低迷によりその生産額は著しく減少し、これが農業生産額全体の減少につながっている。また米以外では、畜産が従事者の高齢化などにより減少する一方、野菜類は拡大しているものの伸びはゆるやかであり、果実も横這い状態となっている。このように、米に代わる品目への転換が遅れている現状のもとで、さらに輸入農産物の増加や産地間競争の激化などにより、地域農業は常に不安要因を抱えている。 このため、今後とも地域特性を活かした複合品目への取組みを促進するとともに、有利販売を目指した戦略的生産の推進や、高付加価値の特産品開発などにより、販売力の強い農業の実現に努める必要がある。一方では、従来のような大消費地への出荷だけでなく、地産地消の意識の高まりに積極的に対応する形で、地元における安定的な需要の確保に努めることも必要である。 また近年、当地域でも農業者による直接販売が注目されるようになり、現在は14の直売団体が活動している。直接販売だけでなく、新規作物の導入、加工品の開発、販路確保などさまざまな面で農業者がみずから創意を発揮し、その結果を自身にフィードバックすることでさらなる経営意欲が生まれることが期待されるため、このような起業者グループを積極的に支援し、地域農業の活性化を図る必要がある。	(1) 自立的な農業経営の確立 ・地域性に合った畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などへの取組みと拡大を促進し、多様なニーズに応える優良品種の開発と生産体系の確立により、収益性の高い複合経営を推進する。 ・販路確保と一体となった品目選定や、直売・加工部門への取組みなどにより、販売を視野に入れた農業経営の展開を支援する。 (2) 多様な販売チャンネルの確保 広域的視野のもとでの販売戦略 ・広域的な販売戦略を一体的に策定して戦略品目のロットを確保し、また地域内の気象差を利用したりレー出荷を行って、流通業界の期待する同一産地からの長期安定出荷を実現する。 ・広域観光と連携して、特産品販売、体験農業、グリーンツーリズムとの組み合わせにより、農産販売力と観光集客力をともに向上する。 直売活動の推進 ・地元または大消費地でのイベント、さらに消費地に店舗を確保しての販売など、農業者による直売活動を推進する。 ・産直施設について、グループ活動の拠点としての活用を図る。 地産地消の推進 地産地消事業を積極的に推進し、農産物の地域内流通システムの形成に努めるとともに、地元志向の消費者意識を醸成し、地域農産物の販路を拡大する。 (3) 起業者支援 新規作物の導入、農産加工への取組み、市場開拓など、新しい分野にチャレンジする生産集団を、行政と農業関係団体、流通関係団体の協力により育成する。 (4) 特産品開発 ・試験研究機関や企業との連携により、加工商品の開発を促進する。 ・在来野菜等をベースとした新品種を開発し、地域の特産品を育成する。

No	課 題	施策の方向
4	環境との調和と消費者理解の促進 近年、環境への関心が世界的に高まっており、産業全般に対して環境保全への取組みが日常的に求められるようになってきている。農業分野に関しても、悪臭、廃棄物などいわば公害の抑制に加えて、農薬・化学肥料による環境負荷の低減や、食品としての安全性確保に関する要求がますます高まっており、有機・特別栽培など環境保全型農業による生産方式が新たな付加価値として認識されるようになってきている。 これに対し、当地域でも持続農業法に基づくエコファーマー認定に積極的に取組むなどの対応が行われており、今後とも環境保全型農業を積極的に推進して、消費者に支持される生産方式の確立に努める必要がある。また有機性廃棄物を農地などに還元する体制を整備して適正処理に努めると同時に、農産物生産の基盤ともなる土づくりに活用していく必要がある。 一方、近年の残留農薬問題、BSE、産地偽装などによって、国内農産物の生産者、流通業者に対する消費者の信頼が損なわれている。このため、農業者にも安全に関する一層の意識向上を促すとともに、安全農産物生産流通体制の整備に積極的に取組み、消費者の信頼を勝ち取ることが必須となっている。 さらに、農業の存在意義について広く消費者・市民の理解を促し、将来にわたって農業への支持が得られるよう、さまざまな方法で農業農村への関心と理解を高めていく必要がある。	(1)環境に配慮した農業の推進 環境保全型農業の推進 ・環境負荷を軽減し、農産物生産の基盤ともなる土づくりと、減農薬・減化学肥料を基本とした環境保全型農業への取組みを推進する。また特別栽培農産物、有機農産物への取組みを支援する。 ・エコファーマー制度の活用等により、産地として環境保全型農業に取組む体制づくりを推進する。 ・堆肥製造を支援するとともに、有機性資源の有効活用に向けて広域的な取組み体制の構築に努める。 農業廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減 ・有機性廃棄物について、適正処理と農地・畜産への還元を促すとともに、有機性資源の循環利用に向け、より広域的な取組み体制の整備に努める。 ・プラスチック資材の適正な回収、処理を促すとともに、悪臭、騒音、水質汚濁など環境に及ぼす影響の軽減に向け、生産者の理解と行動を促す。 (2)安全安心農産物の生産流通対策の推進 ・農薬の適正使用など、安全農産物の生産出荷に向けた生産者の意識向上と、具体的な取組みについて支援する。 ・トレーサビリティシステムの構築に向けた生産者側での対応を支援する。 (3)消費者・市民の農業理解の促進 ・グリーンツーリズム（農村の自然的条件、文化の活用）、直売活動、地産地消事業など、生産販売活動における消費者との直接交流を通じて、消費者との間で互いに顔の見える関係をつくる。 ・食農教育を通じて農業農村に対する市民の関心理解を高め、未来のよき消費者を育成するとともに、農業後継者の育成にも資する。

No	課 題	施策の方向
5	農業生産基盤の効率な整備と施設の適正管理 ほ場整備や基幹的水利施設の整備は、概ね完了しているが、昭和39～47年に国営事業により造成された取水及び灌漑施設は、30年以上経過し老朽化による機能低下が見られるため、施設の改修、更新等の対策を講じる必要がある。すでに最上川水系では、H5～13に国営事業により、頭首工、基幹施設等の改修事業が一部行われている。 また、これら農業水利施設の管理は、主に土地改良区が財産を引き継ぎ、維持管理を行っているが、米価の低迷、農家人口の減少等により、管理体制の脆弱化が見られることから、その強化が課題となっている。 農道整備においては、営農形態が稲作主体の経営から、転作田における大豆、枝豆、野菜、花卉、果樹等との複合経営に移行するに伴い、利用時期の通年化、流通経路の多様化が見られるとともに、農村における生活空間の広域化により、利便性への要求が高まっていることから、農道整備による効率かつ利便性の高いネットワーク形成と農道管理体制の構築が課題となっている。	(1)基幹的水利施設の改修事業促進 施設の老朽化対策として、改修・更新事業を推進するとともに、魚類の保護を含め、自然環境との調和に配慮した施設整備を目指し、調査計画段階から地元及び関係団体との調整を図る施策が必要となっている。 (事例：赤川頭首工、稻生分木工改修更新) (2)土地改良施設の持つ多面的機能発揮に向けた維持管理への支援 農業水利施設の環境、防災、国土保全等に質する機能発揮に向け、土地改良区等の管理体制への財政的支援を図るとともに、生活用水、防火用水等の地域用水や自然環境と調和した親水空間としての住民参加型の維持管理体制づくりを推進する。 (3)広域農道によるネットワーク化を図るための道路網整備計画の検討 国道、県道、市道などの一般道路と農道とが、お互い補完しあう効率的な道路網整備計画を検討し、経営規模の拡大や流通の広域化に対応したネットワーク化を図るとともに、農村生活の利便性の向上を推進する。 (4)農道管理体制の構築 土地改良区へ業務委託している「管理農道」や、法定外の「その他農道」について、管理手法、管理レベル等を体系化し、広域化する農道の機能保全と安全対策を効率的に図るための体制を構築する。

№	課 題	施策の方向
6	農地防災・保全対策の強化 中山間地域に点在する、明治～昭和３０年代に造成され、土地改良区等の管理団体が介在していない中小のため池は、地理的条件の厳しいところにあり、老朽化が進行する一方、過疎化、高齢化に伴い、地元による管理体制が事実上崩壊しているケースが多く見られ、堤体のひび割れによる漏水や桶管の損傷による濁水流出などの被害が発生している。 また、耕作放棄地の増加に伴い、ほ場や山地排水の受け皿となる農業用排水路の機能維持が困難となり、農業生産基盤だけでなく、防災の面からも、施設の保全と管理体制の構築が課題となっている。	(1)老朽ため池の調査と保全対策の実施 管理放棄（または個人管理）された中小規模の老朽ため池に焦点を当て、状況の診断及び経年変化等の追跡調査を行い、整備計画に基づく保全対策を実施する。 (2)管理体制の整備と地元への啓蒙 広域化する災害に対し、迅速かつ有効な対応を図るため、行政と地元受益者との連携を強化し、官民一体による管理体制の整備を図る

№	課 題	施策の方向
7	農村及び中山間地域の生活環境基盤整備と活性化方策 農村及び中山間地域の環境整備は、農村総合整備事業や農業集落排水事業等の生活排水処理対策の実施により、基礎的整備はかなり図られている。 しかし、中山間地域においては、過疎化、高齢化が進行し、耕作放棄等による農業基盤の機能不全や、自然環境、地域文化への影響も懸念されることから、定住環境を更に整備し、集落機能の維持向上を図るために、尚一層の継続事業の実施が望まれる。 また、平成１２年度から実施された直接支払い制度も三年を経過し、集落協定に基づき生産活動を継続することにより集落機能の維持と耕作放棄地の防止並びに農地の多面的機能の保全等に貢献している。 今後とも、これら制度等を活用し、集落の活性化に向け集落営農等の強化を図りながら、土地利用調整機能の拡充による耕作放棄地の防止等への取り組みが必要である。	(1)豊かな自然環境と多様な環境空間づくり 屋敷林をはじめとする農村集落の景観や農業用水路を活用した生活環境や各地域の固有の文化を維持継承することにより、ゆとりと潤いのある環境空間づくり施策の推進が望まれる。 特に中山間地域では豊かな自然や地域資源の崩壊が懸念されることから、地域資源の保全も含めた地域づくりが不可欠である。 (2)農業集落排水事業の整備促進 生活排水処理対策として農業集落排水事業の促進し、農村の住環境の改善と農業用排水施設を含む公共用水域の水質保全を図る。 (3)地域資源を活用した地場産業振興方策 地域特産品の素材ブランド化や加工開発により付加価値を高め、地域資源に産学の掘り起こしを図る。(山ぶどう、山菜、しな織り等) (4)農村と都市の交流事業の推進 農村及び中山間地域には、都市住民が自然や地域文化を享受できる余暇空間を備えていることから、それを活用した交流活動を推進する。 (体験型・滞在型の交流事業の掘り起こし)

№	課 題	施策の方向
8	優良農地の確保と効率的利用の推進 優良農地の確保については、農振法における農業振興地域整備計画、農地法等の法令等に基づき、各市町村並びに各農業委員会においてそれぞれ適正な運用並びに農地の管理指導を行っているが、市町村によって運用に幅があることも事実である。このため合併後は、すみやかに統一された農業振興地域整備計画を策定し、農振除外並びに農地転用に関する統一された運用基準に基づいて事務を執行するとともに、地域住民に対する十分な説明と理解を得ることが課題である。 また農地の効率的利用の推進については、対象地区が広範囲になることから、農業委員会及び農業団体による連携体制をより強化し、土地利用調整機能の充実を図る必要がある。	・ 農振法、農地法など関係法令に定める事務を適正に執行し、優良農地の確保に努める。 ・ 農地状況等地域農業の精通者による農業委員への協力組織を創り、農業委員と一体となった適正な管理指導体制を構築する。

林業分科会の課題及び施策の方向について

No1

No	課 題	施 策 の 方 向
1	森林資源（木材）の利用促進と森林の整備（森林資源の循環、利用） 戦後植林した人工林の蓄積は充実しているが、輸入材の影響で木材価格が低迷していることから適正な伐採が進んでいない状況である。今後、林業家の高齢化や生産意欲の低下で森林活動が停滞し森林管理の放棄が進み森林の荒廃が危惧される。 森林・林業の持続的発展を維持するためには、森林の適正な整備と保全を確保し、森林資源を次世代に引き継ぐことが重要な課題である。	地域木材の利用拡大の推進（木材産業の活性化） （１） 地元木材の利用拡大のための技術開発の研究 地域材の利用促進を図るためには、製品の品質管理や加工技術、流通方法等の研究開発を行い、企業競争力の確保が不可欠である。 （２） 住宅建築への地域木材利用の推進 地域特性を踏まえた住宅の提案（在来工法） 地域の職人の技術水準の確保 （３） 公共施設、公共工事への地域木材の積極的活用 公共施設の木造化や内装の木質化等へ地域産材を積極的に活用 （４） 「庄内の森林から始まる家づくりネットワーク」（鶴岡・田川）及び「温海町森林と匠のネットワーク」（温海町）を活用し、地域住宅産業の活性化を推進 設計士、大工、工務店、木材供給者の連携

林業分科会の課題及び施策の方向について

№2

№	課 題	施 策 の 方 向
2	林業担い手有成 (1) 林業後継者 林業家は零細かつ小規模であり、集落的にも分散している。木材価格の低迷で生産意欲が低下しており、林業後継者が育っておらず、高齢化が進む一方である。また、中山間地域の過疎化も進行し、森林所有者の不在村化によって、森林の整備や森林管理の放棄が進み森林の荒廃が危惧される。 平成 14 年度から 5 ヶ年計画で、森林整備地域活動支援交付金制度が実施されており、その効果が期待されているが経過を注視したい。 (2) 森林組合 現在の森林組合は、各地域の個々の林業家の調整機能を担い、森林施業の実施を推進し、森林整備の中心的な役割を果たしている。 林業家の高齢化や担い手不足の現状を考えると、森林組合組織の将来的な方向性を議論する必要がある。特に、現在の森林組合は、市町村の行う森林管理に関する業務の補完的役割を果たしており、今後の連携と役割分担も重要な課題と認識している。	(1) 林業後継者及び林業経営体の育成 森林の持続的経営システムの構築を図るため、積極的に意欲をもつ林業家や林業体に施業や経営等の集約を図るとともに、起業家の促進を図る。 (2) 森林組合の組織強化 これまでの森林組合は、行政のほか地元林業家の意向を受けながら運営してきたが、国産材の価格の低下や、国・県・市町村の助成策の減少も予測されることから、自立できる組織として自己改革し、組織強化と事業の能力の向上が必要と考えられる。今後は、行政との役割分担を明確にし、高齢化・不在村森林所有者の受託も含め森林整備、管理などの役割を発揮することが期待されている。 「出羽庄内」「温海町」二森林組合の組織強化と行政との連携 高齢者・不在村森林所有者からの受託方策の研究 (3) 森林ボランティアによる森林管理 近年、一般市民による森林の手入れを行う森林ボランティア活動が増加しており、「身近な森林保全」として里山林に対してのボランティア活動の推進を図る。 魚の森づくりや学習の森づくり等の推進 (4) 森林オーナー制度の活用 森林管理のために、森づくり参加意欲の高い都市住民へのフィールドの提供の推進

林業分科会の課題及び施策の方向について

№8

№	課 題	施 策 の 方 向
3	生産基盤の整備 合併予定市町村の林道の整備状況については、林道密度の平均が 6.15m/ha であり、庄内地区の林道整備目標である 12.26m/ha の約 50%程度である。林道は効率的な林業経営の展開や、森林の適正な維持管理にとって必要不可欠な施設であり、また、山村の生活環境の整備、地域産業の振興にとって重要な役割を果たしていることから、林道の整備促進を図ることが必要である。 特に、今後林業家の高齢化、不在村化に対処する方策として、経営体育成の中での高性能林業機械の導入も視野に入れると、林道網の整備は、重要な課題と認識している。	(1) 林道作業道の整備 作業現場へのアクセスの改善、集材距離の短縮、高性能林業機械の活用等、林業経営の効率化を進める上で重要なだけでなく、森林の適正な維持管理のためにも、整備を図る。 (2) 林業機械の導入 林業労働力の減少・高齢化が進んでいる中、人件費の上昇で林業採算性が低下しており、林業生産性の向上及びコスト削減を図るために、高性能林業機械の導入の推進を図る。
4	特用林産物の活用 特用林産物は、森林の恵みを生活の中に取り入れた産物であり、森林の多様性を反映して種類は非常に多い。また、中山間地域の貴重な収入源であり、女性及び高齢者の就労の場ともなっており、重要な役割を果たしている。農業、林業とともに、山村地域経済を支える地域産業となっている。 生産物は増加傾向にあるものの、生産者の高齢化や山村地域の過疎化の進展により、後継者・林業経営体等、特用林産物を巡る状況は厳しさを増している。	各地域の特性に応じた特用林産の振興を図るとともに、生産組織の育成、加工品等による高付加価値の取り組みを進める。 (1) 地域特産林産物の生産拡大 ・ きのこと類（しいたけ、なめこ、ひらたけ） ・ 樹実（くり、やまぶどう） ・ 山菜（もうそうちく、ねまがりだけ、ぜんまい等） (2) 加工品の開発・研究と新たな産業の育成

林業分科会の課題及び施策の方向について

№4

№	課 題	施 策 の 方 向
5	森林の保護 松くい虫やナラ枯れ等の病虫害や、鳥獣等の食害も年々増加の傾向にあり、防除対策が十分なされていない。森林の公益的機能を発揮するためにも適切な対応が必要である。	(1) 森林病虫害の原因究明や防除技術の高度化について、国・県に調査研究を要請するとともに、防除体制の充実の施策展開を強く求める。 (2) 野生鳥獣との共存に配慮した総合的被害防止対策の対応が求められる。
6	多様な森林環境の保全	森林のもつ国土保全、水資源のかん養や森林浴など心身ともにリフレッシュするための保健休養の場や野生鳥獣の生息の場として提供するなどの公益的機能の発揮を重視し、優れた自然環境をもつ森林環境保全に取り組む。 (1) 地域住民による自主的な保護活動～森林ボランティア活動 (2) 学校教育、生涯学習等林業体験学習による森林林業の啓発 ～緑の少年団活動

林業分科会の課題及び施策の方向について

N5

№	課 題	施 策 の 方 向
7	山村地域の活性化	豊かな自然環境や伝統的文化など、都市にはない魅力や地域資源に恵まれている。地域資源や地域特性を活かし、新しい文化の創造と都市との交流を進め、活性化を図る。 (1) 地域資源（自然等） 地域特産品（山菜等）の活用 (2) 特産品の加工開発と就業機会の創出 (3) 都市交流事業の推進 ・ 森林体験やアウトドアスポーツの体験型交流 ・ 森林の快適性効果を活かした長期滞在型の医療・福祉施設の開発・研究 ・ 伝統文化の体験交流 (4) 既存施設を活用した交流事業の推進

水産分科会の課題及び施策の方向について

No. 1

No	課 題	施 策 の 方 向
1	沿岸漁業 近年の水産業を巡る情勢は、二百海里体制に伴い漁場が狭くなったことにより、沿岸域での過剰漁獲や海洋環境の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化の進行、そして輸入水産物の増加等による魚価の低迷等により総じて厳しい状況に直面している。 (1) 水産資源の適正な保存管理 水産資源は漁獲量が再生産力を上回れば急激に枯渇し、ひいては漁業そのものの衰退につながる。 (2) 栽培漁業の推進 現在、山形県栽培漁業センターでアワビ、クルマエビ、ヒラメ、アユ等の種苗を生産し、山形県漁業協同組合で中間育成して放流している。種苗放流魚種について、魚価等も含めて検討することも課題と認識している。	沿岸漁業 水産業の振興のために次のような取り組みを行い、漁業経営の安定を図る。 (1) 水産資源の適正な保存管理 漁業者自らが計画的な漁業を行うことにより、水産資源の安定的確保と持続的な利用を図る。 資源回復を図るべき魚種を対象に休漁等の自主規制の確立 (2) 栽培漁業の推進 現在の放流魚種のほかに水産試験場ではクロソイ、クロダイ、サザエ等の各種の増殖試験を行っており、地域の特産となる魚介類の栽培に取り組む必要がある。 生産性向上のために積極的な要望活動 天然イワガキの他、現在進められている養殖イワガキの事業化と流通システムの構築（ブランド化） 底曳網漁業の休漁期の収入源の確保 高齢漁業者を中心とした磯見漁は稚貝放流の成果により安定し

水産分科会の課題及び施策の方向について

No. 2

No	課 題	施 策 の 方 向
	(3) 漁業及び漁業の担い手に関する現状 鶴岡市・温海町の漁業就業者数は、平成10年度のセンサスで60歳以上の漁業者の占める割合が約54.5%になっており、漁業就業者の減少と漁業者の高齢化が進んでおり、今後も漁業就業者の減少と漁業者の高齢化が進むものと予測され、水産業の振興及び漁村の活性化を図る上で大きな課題となる。 ○ 鶴岡市の現状 ・ 漁業就業者数 304名 ・ 全漁業者中、60歳以上の漁業者の占める割合 52.6% ○ 温海町の現状 ・ 漁業就業者数 177名 ・ 全漁業者中、60歳以上の漁業者の占める割合 56.5%	た漁獲量があるが、近年問題となっている「磯焼け」等の海洋環境の悪化が心配されており、藻場再生を進めていく必要がある。 冬季の荒天、地形等の大きな問題はあるが、アワビ・サザエ等の貝類を中心とした養殖技術の検討 (3) 漁業及び漁業の担い手に関する現状 漁業の健全な発展と活性化を図るためには、漁業経営の担い手の確保が重要になる。 水産基本政策大綱に基づき、平成14年度に鶴岡市・温海町で各々に制定した担い手育成計画に基づき、漁業共同改善計画を策定した2団体が県より中核的漁業者協業体に認定されている。これらを基本にしながら他地区での育成に努める。 中核的漁業者協業体認定団体 ・ 鶴岡地区漁友会ダイビング部会（構成員11名、由良地区） ・ 底曳網漁業経営改善研究会（構成員49名、鼠ヶ関地区） 庄内浜ブランドの確立 有益な設備投資（冷水庫等）流通経路の開拓により高品質鮮魚の提供

水産分科会の課題及び施策の方向について

No. 3

No	課 題	施 策 の 方 向
	(4) 水産基盤の整備 漁港の改修等 昭和30～40年代に改修してきた漁港も老朽化してきており、再整備が必要となってきた。 老朽化に伴い改修を要する市町管理漁港 鶴岡市：三瀬漁港 温海町：鈴漁港、暮坪漁港、温福漁港、大岩川漁港 小岩川漁港（平成17年度以降改修予定） 早田漁港（平成15～16年度改修予定） 漁礁の設置 水産資源の生息場の環境改善を図るため、過去に相当数漁礁が設置されている。 鶴岡市 約15,000基 温海町 約11,000基 漁礁の設置場所、設置の効果について、県水産試験場の指導を受け、検証することも必要であろう。	(4) 水産基盤の整備 漁港の改修等 漁船の入出港の安全航行、漁獲物の陸揚げの際に安全かつ円滑に利用するために、港の静穏度を上げるための施設整備は必要と考えられる。 しかし、漁船の大きさ、種類によっては全ての漁港を改修することの対費用効果の研究、検討や各々の漁港の漁業者、漁船の将来的予測を踏まえ優先度を決めることが重要になる。 漁礁の設置 水産動植物の生育環境となる漁場の造成は、育てる漁業を推進するための重要な施策と考える。

水産分科会の課題及び施策の方向について

No. 4

No	課 題	施 策 の 方 向
2	漁村地域の活性化 従来の海岸線景観、海水浴場等の観光資源だけでは入込客の増加は見込めず、地場水産物の売上にも影響してきており、漁村地域の衰退が心配される。 (1) 特産品の開発 鮮魚だけでは天候に左右されるため、販売所が常時開けるように特産加工品の開発が必要である。 (2) 体験型観光漁業とその定着 毎年7、8月は底曳網漁の休漁期であるが、海洋レジャーを楽しむには最適な時期でもある。漁業の担い手育成のためにも、この時期に安定した収入が得られる新たな事業開拓が必要である。	漁村地域の活性化 漁村地域において新たな事業を展開することで都市住民の交流人口の拡大と地域の活性化を図る。 (1) 特産品の開発 水産物に対する消費者ニーズの多様化に対応し、鮮魚だけでなく一次加工等を行って出荷するなど、特産品開発等による付加価値の向上と販売方法の確立を進める。また、地産地消を促進するための施策について研究・検討する。 ・漁協女性部等漁村女性企業化グループの育成 ・観光客への直接販売、加工製品についても民間業者による産品開発を主体とし、市はサポートに徹する。 (2) 体験型観光漁業とその定着 漁業のほか、余暇時間を利用して遊漁や海洋レジャー（スキューバダイビング等）を中心とした体験型観光漁業の定着を図り、交流人口の拡大と地域の活性化を推進していく。 漁業と遊漁との競合を避けるため遊漁エリア、ダイビングポイントの確定（必要なら遊漁、ダイビングポイントとして漁礁利用）人工磯等を活用し、貝・海藻類を採取できる体験施設の整備

水産分科会の課題及び施策の方向について

No. 5

No	課 題	施 策 の 方 向
3	内水面漁業 赤川水系（赤川・大山川）では、赤川漁業協同組合が放流事業（アユ・コイ・フナ・ヤマメ等）を実施し、放流費用は漁業券料や遊漁券料でまかなっており、現在は魚種の維持・保全に努めている。	内水面漁業 (1) 既存魚種の維持・保全やアユ等の増殖に努めるとともに、外来魚対策を講じる。 (2) 内水面漁業を活用した交流事業を実施する。 赤川、八沢川、五十川、小国川はアユの釣り場として知られているが、インターネットでの情報提供を含めて積極的な活用方法を検討し、交流人口の拡大を図る。 櫛引町がアユを活用してグリーンツーリズムを実施しており、赤川のアユ資源を周辺市町村が利用・活用する施策の展開を検討
4	沿岸域及び河川水域の自然環境及び生育環境の保全 水産動植物の生育場所である海、河川等に生活雑排水が流入し、水産動植物の繁殖に悪影響を及ぼしている。 ゴミ等の不法投棄により、良好な自然環境、人と自然のふれあいの場として不適切な場面が見受けられる。	沿岸域及び河川水域の自然環境及び生育環境の保全 (1) 水産動植物の繁殖にとって重要な藻場等の生育環境の保全を図るために、工場・生活排水、廃棄物の排出に対して、総合的な保全施策を展開する。 (2) 森・川・海を通じた川上から川下に至る幅広い環境保全に対する取り組みを推進する。 魚の森づくり等の事業の推進 (3) 海岸・河川の環境美化活動や啓蒙活動を推進する。 ボランティア活動団体による環境美化活動の推進